

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和5年12月1日発出）

通達の内容

（1）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順の徹底
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化し、必要な経費に十分留意
- 労務費、法定福利費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 注文者は地盤沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象についての情報提供義務

（2）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 原材料費等の適正な請負代金の設定や適正な工期の確保
- 請負代金の変更に関する規定及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも見積依頼・提出を徹底
- 工期内の原材料費等の変動による適切な対応
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（3）社会保険加入の徹底

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用関係へ誘導

（4）適正な法定福利費及び労務費の確保

- 元請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重
- 下請負人は、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書を提出し、再下請負人に法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用

（5）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 双方の協議による追加・変更契約の徹底、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（発注者・受注者間、元請・下請間）
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

（6）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 建設業は、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用
- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工期の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないように工程管理
- 契約書に記載することになった「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」の記載について柔軟に対応
- 月給制等により、週休2日の確保へのインセンティブが働く方策の導入

（7）施工管理の徹底

- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、発注者の信頼に応えうる適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ICT機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 従事者氏名・資格等情報が、施工体制台帳の記載事項化
- 施工体制台帳への記載に代えて、CCUSを積極的に活用
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

通達の内容

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めること
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、下請負人の負担としない
- 手形期間は60日以内とする
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努めること
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 60日を超えるサイトを「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導対象とすることを前提とした運用の見直しを検討していることに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないこと
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「CCUSレベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮

- 元請負人による建退共制度の掛金納付の一括代行
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一及び一括作業方式の利用
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は下請負人が建設業法や労働関係法規に違反しないよう指導

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（11年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

- 10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始
- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」に記載された具体的な内容の周知
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮及び、(1)～(13)の事項に準じた配慮